

九州大学私学研修員等受入規程

平成16年度九大規程第92号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 元年 9月19日
(令和元年度九大規程第46号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）における私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び独立行政法人教員研修センター研修員（以下「私学研修員等」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 私学研修員等は、私立学校、専修学校、公立高等専門学校及び公立大学等の教職員を本学に受入れ、その専攻する学問分野の研究に専念させることにより、当該教職員の教育研究能力の向上を図ることを目的とする。

(受入れの許可)

第3条 教職員を私学研修員等として派遣しようとする私立学校の校長、専修学校教育振興会理事、公立高等専門学校長、公立大学長及び独立行政法人教員研修センター理事長（以下「派遣機関の長」という。）は、所定の受入申請書に履歴書を添えて、当該教職員が研究に従事することを希望する部局（以下「研修部局」という。）の長に申請するものとする。

2 研修部局の長は、受入れが適当であると認めるときは、その受入れを総長に申請するものとする。

3 総長は、前項の申請があった場合において、受入れが適当であると認めるときは、これを許可するものとする。

(研究方法等)

第4条 私学研修員等は、指導教授等の指導のもとに、本学の施設及び設備を利用して研究に従事するものとする。

(研究期間)

第5条 私学研修員等の研究期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年以内とする。

2 前項に定める研究期間は、研究開始日の属する月から研究終了日の属する月までの月数とする。

3 総長は、派遣機関の長から私学研修員等の研究期間の更新の申請があったときは、研修部局の長と協議を行い、研究の継続の必要があると認めるときは、これを許可するものとする。

(研究料)

第6条 私学研修員等の研究料は、次のとおりとする。

区 分		研 究 料
私学研修員、専修学校研修員、 公立高等専門学校研修員及び 公立大学研修員	実験（臨床を含む。）系	月額 37,000 円
	非実験系	月額 19,000 円
教員研修センター研修員	実験系	月額 9,900 円
	非実験系	月額 5,800 円

2 派遣機関の長は、私学研修員等の受入れを許可されたときは、前項の研究料に研究期間の月数を乗じた額を納入しなければならない。

3 本学が指定する日までに研究料を納入しないときは、受入れの許可を取り消すものとする。

4 既納の研究料は、返還しない。

(研究の中止)

第7条 総長は、私学研修員等が研究を継続することが不相当と認められるときは、研修部局長と協議を行い、研究の中止を命じることができる。

2 派遣機関の長は、私学研修員等の研究を中止しようとするときは、総長に申し出なければならない。

(私学研修員等の責務)

第8条 私学研修員等は、当該研究の従事にあたっては、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(受入れ許可の取消)

第9条 私学研修員等が、前条の規定に違反し、又は私学研修員等としてふさわしくない行為があったときは、総長は、当該私学研修員の受入れの許可を取り消すことができる。

(証明書の交付)

第10条 私学研修員等から願い出があったときは、研修部局長は、当該研究事項等について、証明書を交付するものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、私学研修員等の受入れに関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第125号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第139号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第153号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第46号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。